

重要課題と 私たちの取組み

2026

**2025年度
東京弁護士会 法曹親和会**

法曹親和会

「重要課題と私たちの取組み 2026」発刊に寄せて

2026（令和7）年1月
法曹親和会幹事長 谷 真人

2025年1月に第二次トランプ政権が発足し、最初の1ヶ月で約70の大統領令が発令され、一方的な関税率の改定、移民排斥、リベラルな大学への補助金の削減、司法の軽視、法律事務所に対する攻撃等が行われた。また世界各地で権威主義的な国家が増え、民主主義自体が危機にさらされていると言っても過言ではない。スウェーデンの独立調査機関 V-Dem 研究所は、2024年時点で権威主義的陣営にある国・地域の数は91となり、民主主義陣営の88を上回ったと分析している。

また2022年に11月に生成AIであるChat GPTが公開された前後から、生成AIを含むAI技術の進歩はめざましく、弁護士業務においても様々な場面で生成AIが使われ始めている。また、上記民主主義の危機との関係で言えば、選挙においてAIを用いたマイクロターゲットの手法で選挙の結果が影響を受けたという報告もある。AI技術は使い方によっては、新たな人権侵害を招来し、選挙制度や民主主義そのものを危機に陥れる可能性がある。我々、弁護士は業務へのAIの活用もさることながら、法の支配の理念を共有する者として、人権を擁護し、民主主義を支える役割も担わなければならない。

日本の司法制度に関しては、平和主義と立憲主義に関する課題、投票価値の平等の問題、夫婦別姓制度、再審法改正、死刑廃止等の立法課題があり、その他、ダイバーシティの推進、若手会員支援等の課題が山積している。

「重要課題と私たちの取組み 2026」では、これらの諸課題につき、造詣の深い会員が、最新の情報に基づいて執筆を行った。「読まれる政策綱領」をめざして、各課題概ね300字程度で、会派の取るべき対応など、新規に論考をまとめていただいている。その他の課題についても、法曹親和会のHPにWeb版を公表している。これらの課題につき、皆様に関心をもっていただければ幸いである。

最後に、本冊子及びWeb版政策綱領原稿を執筆いただいた会員の皆様、制作を主導いただいた兼川真紀政策綱領部会長及び部会の方々、原稿の提出依頼、検討会議の設定、小冊子の印刷手配等の作業に多大な労力を費やしてくれた執行部の皆様に、深甚なる感謝を伝え、発刊の挨拶とさせていただきたい。

2025 年度 東京弁護士会 法曹親和会

もくじ

「重要課題と私たちの取組み 2026」発刊に寄せて	1
第1章 司法のIT化問題（民事）	3
第2章 弁護士の情報セキュリティ	6
第3章 AI技術の進展と弁護士業務	10
第4章 憲法問題	14
第5章 再審法改正	18
第6章 ダイバーシティの推進	21
第7章 若手会員支援	25
第8章 弁護士自治	28
Web 版政策綱領掲載項目	31
編集後記	32

第1章 司法のIT化問題(民事)

【サマリー】

段階的に進められている民事裁判手続のIT化には、デジタル・ディバイドや情報セキュリティといった課題がある。目前に控えた訴状のオンライン提出等（フェーズ3）の実施に伴い、弁護士には民事裁判書類電子提出システム(mints)の利用も義務化される。当会は、引き続き研修等を通じて、裁判手続上必須となるシステムの習熟に加え、IT化の進展がもたらす法的課題に取り組み、さらにITリテラシー・スキル等の深化と共有を図っていく方針である。

1 はじめに

(1) 民事裁判手続のIT化の概要 -「3つのe」の実現-

民事裁判手続に情報通信技術（IT）を導入・活用するというIT化の取組みは、適正かつ迅速で、国民にとって利用しやすい裁判を実現することを目的とする。この取組みは、2018（平成30）年の裁判手続のIT化検討会¹「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－『3つのe』の実現に向けて－」に基づき、段階的に推進されている。ここで掲げられた『3つのe』とは、①e提出（e-Filing：主張・証拠のオンライン提出一本化等）、②e法廷（e-Court：ウェブ会議等の導入・拡大等）、③e事件管理（e-Case Management：主張・証拠への随時オンラインアクセス等）を意味する。

(2) 民事裁判手続のIT化のプロセス – 3つのフェーズ-

民事裁判手続のIT化のプロセスは、その実現段階に応じて3つのフェーズに区分し、段階的に運用を開始するというアプローチが採られている。

<フェーズ1>では、法改正を要せずIT機器の整備等により実現可能となるものを対象とするところ、2020（令和2）年2月から、Microsoft社のTeamsを利用したウェブ会議による争点整理手続の運用が順次開始された。また、2022（令和4）年4月からは、改正前民事訴訟法132条の2に基づき、同規則3条1項によりファクシミリ提出が許容されている準備書面等の裁判書類をオンライン提出するための民事裁判書類電子提出システム(mints)³の運用も順次開始された（このmints導入を

¹ 政府の「未来投資戦略2017 – Society5.0の実現に向けた改革－」（2017（平成29）年6月9日閣議決定）における裁判手続等のIT化推進方針を受けて、同年10月に設置されたものである。

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/seicho_senryaku/2017_all.pdf

² <https://www.moj.go.jp/content/001322981.pdf>

³ 「MINji saibanshorui denshi Teishutsu System」の略称とされる。

<フェーズ3>の先行実施とする場合もある)。

<フェーズ2>では、関係法令の改正により初めて実現可能となるものを対象とするところ、2022(令和4)年改正民事訴訟法に基づき、2023(令和5)年3月から、当事者双方が弁論準備手続期日及び和解期日にウェブ会議で参加できるようになり、2024(令和6)年3月からは、当事者双方が口頭弁論期日にウェブ会議で参加できるようになった。

<フェーズ3>では、関係法令の改正とともにシステム等の環境整備を実施することで実現可能となるものを対象とするところ、現在、2022(令和4)年改正民事訴訟法の公布日から4年を超えない範囲内(2026(令和8)年5月24日まで)において、訴状のオンライン提出、訴訟記録の電子化等の運用開始が予定されている。この運用開始に際し、訴訟代理人には、mintsの利用が義務化される。なお、当初は、最高裁が新たに構築するシステム(TreeeS)⁴の利用が念頭に置かれていたが、同システムは2027(令和9)年度中に全庁に導入することを目指すこととされ、当面はmintsに必要な機能⁵を追加実装し対応するという方針が示された。⁶

2 問題点

(1) デジタル・ディバイド

デジタル・ディバイドとは、ITを利用できる者と利用できない者との間に生じる格差を意味する。民事裁判手続のIT化が進展する中で、この格差が司法アクセスの不平等や、裁判を受ける権利の侵害として顕在化するおそれがある。すなわち、必要なIT環境・操作スキル等を十分に有しない者は、IT化された裁判手続の利用に際し、書類提出・閲覧及び期日参加の困難といったアクセス上の不利益や、提出期限の超過、電子証拠の不備などによって、意図しない不利益を被る可能性がある。とりわけ本人訴訟においては、純粋な電子化支援サービス(形式サポート)⁷を装った非弁行為の増加により、被害が拡大する懸念もある。

(2) 情報セキュリティ

民事裁判手続において取り扱う情報は、個人情報・プライバシー・営業秘密など、多様で機微な内容を多く含んでいる。これらを保護するための情報セキュリティの在り方は、IT化の進展により、紙媒体等による物理的管理から、ネットワークを介したシステム上のデータ管理へと、大きな質的転換を遂げつつある。かかる変化に応じた情報セキュリティが適切に確保されず、不当な情報漏えい・改ざん等が生じれば、当事者やその関係者などに対し被害を及ぼすにとどまらず、司法制度全体に対する国民の信頼を根底から動搖さ

⁴ 「Trial e-filing e-case management e-court Systems」の略称とされる。

⁵ 改修後mintsでは、2025(令和7)年10月に新規申立て機能、電子送達機能及び記録一覧機能が新たに実装され、2026(令和8)年2月には電子納付機能が追加される予定である。

⁶ 日弁連「民事裁判手続等のデジタル化に伴い利用する最高裁判所の新システムTreeeSの導入時期について(通知)」(2025(令和7)年9月29日)。

https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/juyokadai/minji_it/documentFile/250929_tsuchi.pdf

⁷ 日弁連「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本指針」(2019(令和元)年9月12日)3頁。https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2019/190912_2.pdf

せるおそれもある。

3 この1年の動き

<フェーズ3>の本格実施により、訴訟代理人にはmintsの利用が義務化されることになるため、日弁連では、2025（令和7）年6月1日現在の会員を対象にmintsアカウントの一斉登録を行う機会を提供することとして、ハガキにて登録案内を送付し、同年9月30日を期限としてmintsウェブサイトから各自登録を行う機会を設けた。

もっとも、同期限までに登録を求めたのは約2万人にとどまり、それ以前の登録者約1万人を合わせても、全弁護士約4万7000人のうち約64%にしか至らない。民事裁判手続を扱わない弁護士の存在等を考慮しても、現時点においてはmintsの利用方針・運用内容等が十分に浸透しているとは言い難く、<フェーズ3>の本格実施に際し混乱が生じるおそれを払拭できていない。

4 今後の対応

民事裁判手続のIT化が円滑かつ実効的に推進されるためには、まずもって個々の弁護士がmintsといった裁判手続上必須となるシステムに習熟するとともに、これまで以上にITリテラシー・スキル等の向上に積極的に努める必要がある。

デジタル・ディバайд対策としては、必要なIT環境・操作スキル等を十分に有しない者に対する支援措置を強化すること、例えば、相談窓口の設置や、利用者向けマニュアル・研修等の充実を図るとともに、これらの施策について適切な周知・広報を行う必要がある。本人訴訟については、非弁行為を防止しつつ、望ましいサポートの在り方を具体的に検討す

べきである。

また、情報セキュリティの確保に当たっては、裁判所・弁護士会・関係機関が連携し、適切な情報セキュリティ水準とそれに相応しい対策について、民事裁判の各手続段階に応じ、情報の種類・性質等に即して精緻な検討を行う必要がある。

これらを通じて、国民が安心してアクセスできる司法システムを確立しつつ、適正かつ迅速で利用しやすい裁判の実現を目指すことが肝要である。

5 当会のとりくみ

当会は、新たな制度・システムに対する会員の理解を深め、対応力の底上げを図ること等を目的として、2022（令和4）年度にIT化対策PTを設置し、2025（令和7）年度より「IT化・AI対策PT」と名称を改め活動を継続している。同PTでは、例えば、2024（令和6）年度には「弁護士実務を巡るITトラブルへの対応」、2025（令和7）年度には「弁護士実務における生成AIの”リ”活用－リテラシー／リスク・リデザイン－」（親和全期会と共に）と題した、弁護士実務とIT等の関わりをテーマとする会員向け研修を企画・実施した。

今後も研修の実施等を通じて、mintsといった裁判手続上必須となるシステムの習熟に加え、IT化の進展がもたらす法的課題に取り組み、さらにITリテラシー・スキル等の深化と共有を図り、積極的に会員支援に努めていく方針である。

第2章 弁護士の情報セキュリティ

【サマリー】

情報通信技術の発展とAIの急速な普及、さらに裁判手続きのIT化により、弁護士の業務における情報セキュリティ対策の重要性が増している。弁護士は依頼者の機密情報を扱うため、特に高度なセキュリティ対策が求められるが、業界全体、特に小規模・中規模事務所では意識やコスト面での課題がある。今後は、弁護士自身が情報セキュリティに関する知識を深めるとともに、経営の効率化を進めてセキュリティ対策に充てる費用を捻り出していくことが必要であり、当会としても、研修などを通じて会員の知識レベル向上を支援していく方針である。

1 問題点

情報通信技術が発達した社会において、組織や社会、企業等において適切な情報セキュリティ対策を採ることが極めて重要な課題になっている。司法においては、従前、IT化の遅れなどが指摘されていたが、近年、特にコロナ禍以降、IT化が着実に進んでおり、通常業務においても、情報通信技術を活用する機会が着実に増えている。

他方で、弁護士にとって、事件の処理に当たって依頼者だけでなく相手方や事件に関する多数の第三者の秘密やプライバシーに関する情報を適切に扱い、漏らしてはならないことは職務上の最も基本的な義務である。この点に関する国民からの搖るぎない信頼があつてこそ、初めて弁護士の職業的存立の基盤が確保されているため、他の職業と比較して、特に高度な情報セキュリティ対策を採らなければならない立場に置かれている。

従前から、弁護士の業務では、電子メールや、Word、Excel、PDF形式等の資料を筆頭に、日常的に電子データが取り扱われてい

るところであった。さらに、近年、事務所内で、サーバ上で電子データを共有したり、事務所内外でクラウドサービスを契約して電子データを共有したりすることが、当然のように行われている。

のみならず、詳しくは後述するが、近年、AI技術が急速な進化を遂げ、最先端の企業法務からトラディショナルな一般民事・家事事件まで、AIを活用して業務の効率化を行う弁護士が急激に増えている。手書きで書面を作成する弁護士が絶滅危惧種となつたよう、今後、業務にAI技術を活用しない弁護士が珍しい存在となる時代が、遠くない将来に訪れるることは、ほぼ間違いないように思われる。

また、こちらも詳しくは後述するが、裁判手続においても、いよいよ、民事裁判所類電子提出システム「mints」が本格稼働することとなり、従前の「Teams」を使った運用よりも、さらに一段階、二段階深い、IT化が進められようとしている。

このように、弁護士の業務において、新

たな情報通信技術が活用される変革時期にあるところであるが、その一方で、弁護士情報セキュリティ規程が制定されたとはいえ、業界全体として、必ずしも情報セキュリティに対して高い意識を有していないというところが、現実的な問題として存在している。

特に、小規模、中規模の事務所からは、情報セキュリティにコストをかける余裕もないとの声も散見されており、業界全体として、いかに情報セキュリティのレベルを向上させるのかという点が、解決しなければならない課題として存在する。

2 この1年の動き

先ほども少し触れたところであるが、まず、近年、米国テック業界の主導により、AI技術が急速な進化を遂げている。テック業界の各社によって、ChatGPT、Claude、Copilot、Gemini、Perplexity、Apple Intelligence 等のサービスが展開され、今や、あらゆる業界において活用されている。

弁護士の業務との関係でも、たとえば、AIアシスタントに、ビジネスの適法性チェックを依頼すると、瞬時に、下手な若手弁護士よりも的確とも言い得る回答が出力され、驚かされることもあるし、契約書のチェック、内容証明郵便や準備書面の文案の作成、Web会議の要約、フォルダの中のデータの整理等々、様々な業務をAIアシスタントが補助をしてくれる。また、弁護士向けの文献検索システム等のサービスにも、AIが組み込まれ始めているところである。

その一方で、AIに多くの権限を委ねることで、従前の情報セキュリティの考え方では対応ができない問題も顕在化し始めている。

2025年（令和7年）8月、Perplexity AI,

Inc が提供するAIブラウザ「Comet」に脆弱性が発見されたとニュースになった。

このようなサービスは、ChatGPTのような、人の横に並ぶ共同作業者として、タスクを支援するAIアシスタントとは一線を画しており、あらかじめ定義された指示に基づき、複数のタスクを自律的に実行して一連のプロセスを完了させる、AIエージェントと呼ばれているところである（蛇足であるが、人間がAIエージェントにタスクを実行させた場合、それが代理となるのか、使者となるのか、本人の行為と考えるのかという、議論も存在している）。

AIブラウザ「Comet」には、ユーザーに代わってAIが操作を行ってくれる機能が付いており、たとえば、「来週月曜日のA都市からB都市までの列車を予約して欲しい」と指示をすれば、予約サイトで自動的に新幹線の予約を行ってくれる。しかし、このことは、ユーザーがAIに「全権限へのアクセス権限」を付与していることを意味するところ、海外の事例であるが、この部分がハッカーに悪用をされてしまったところであった。具体的には、ハッカーが、ウェブページに隠し命令、たとえば、「このユーザーのメールアドレスを盗み出せ」という命令を埋め込んでおくことで、AIがログイン済みのGmail等のメールサービスを開いて、情報を読み取りハッカーに送信してしまうという事態が発覚したところであった。

これまでの間、情報セキュリティ対策として、①システムを最新の状態に保つ、②適切なパスワードを作成して管理する、③多段階認証を活用する、④バックアップを定期的かつ複数行う、⑤公衆無線LAN（Wi-Fi）の使用を控える等の対策が挙げられてきて、これ

ら対策を行えば情報漏えいのリスクを大きく減らせるはずであった。

しかし、AI ブラウザ「Comet」の脆弱性は、このような従前の情報セキュリティ対策を講じていたとしても防ぐことが困難なケースであり、人が AI に多くのことを任せることになった社会において、情報セキュリティの在り方を再定義しなければならないと、衝撃が走ったところであった。

話が変わって、民事裁判所類電子提出システム「mints」の本格稼働も、情報通信技術と弁護士の業務との関わり方を一層深める契機となるところである。

民事裁判手続等のデジタル化に係る改正民事訴訟法は、遅くとも 2026 年（令和 8 年）5 月 24 日までに全面施行される予定であり、訴訟代理人は「mints」の利用を義務付けられる。2025 年（令和 7 年）6 月 1 日には、弁護士登録をしている全会員を対象に葉書が郵送され、「mints」への一斉登録が求められている。

このように、訴訟案件を取り扱う弁護士は、「mints」の使用を避けて通れないところ、「mints」では、書面や証拠の提出はデータのアップロードが基本となる。これまででも、提出をした書面や証拠を PDF 化して保存していた弁護士も多いところかと思われるが、訴訟事件を取り扱う弁護士皆が、データを管理する必要性に迫られるところである。情報セキュリティ対策が甘く、データ管理が不適切であれば、依頼者、相手方、第三者の秘密やプライバシーに関する情報が流出してしまう危険性は、これまで以上に高まっているところである。

弁護士が、適切な情報セキュリティ対策を行わなければならない必要性は、今まで以上

に高まっているところである。

3 今後の対応

AI ブラウザ「Comet」の脆弱性が発覚した事件のように、世の中では、AI 技術の進歩に伴って、従前の情報セキュリティ対策の考え方では防ぐことができない事例が発生してきており、講じなければならない情報セキュリティ対策が次々と増えている。

人間が AI に権限を委ねるほど、セキュリティに穴が開く可能性も大きくなる、しかも、どのような部分に穴が開いてしまったのか事例ごとに千差万別であるという、難しい状況において、弁護士の我々としても、以前よりも増して、情報セキュリティ対策を行わなければならない状況に直面をしているところである。

そこで、まず、情報通信技術、情報セキュリティに関する深い知識、教養を身に付けることが、一層、大変となるはずである。

深い知識、教養があれば、事例ごとに千差万別なセキュリティリスクが考えられる中で、「この場面で AI アシスタントや AI エージェントを使用すれば、セキュリティに穴が開いてしまうかもしれない」と勘づいて、使用を控えたり使用方法を工夫したりすることが可能となるからである。

また、AI 技術を使用する環境を、たとえば、クローズドな環境での使用に限定する、適切なコストを支払ってでも信頼性のあるサービスを利用する等、極力セキュリティリスクが低くなるように考えなければならないところである。

このように、次々と新しい対応を行わなければならず、また、環境自体も考え直さなければならないところであるから、情報セキュ

リティ対策に費やすべくコスト面も、嵩んでしまうことがやむを得ない時勢である。

他方で、小規模、中規模の事務所からは、情報セキュリティにコストをかける余裕もないとの声も散見されるが、これも、もっともな意見であると言わざるを得ない。

そのため、(まさにAIを活用する等した)経営の効率化や、業務の内容が高度化した時代に伴った報酬の適切な値上げ等により、情報セキュリティにも十分な費用をかけられるように経営の改善、強化を行うことも、避けは通れないことではないかと思われる。

4 当会のとりくみ

当会としては、会員に対し、情報通信技術、情報セキュリティに関する深い知識、教養を身に付けてもらうべく、情報や研修の提供を行い、弁護士全体の情報通信技術、情報セキュリティに関する知識レベルの向上に努めていく次第である。

併せて、小規模、中規模の事務所であっても、情報セキュリティ対策に十分な費用をかけられるよう、経営の効率化に資する情報や研修の提供を行うほか、弁護士全体の業務拡大、市場価値の向上に努めていく次第である。

なお、冒頭の要約文であるが、GoogleのAIアシスタントGeminiに依頼して、本文を200字程度で要約をしてもらったものである。

第3章 AI技術の進展と弁護士業務

【サマリー】

第4次産業革命 と言われる程 AI技術の進歩がめざましい現代においては、弁護士も否応なしに、この技術を使いこなす力量が求められる。また、新しい形で個人の権利や民主主義の危機に対応するために、基本的人権の保障や法の下の平等、民主主義の尊重という価値観を共有した法曹が、AIの活用の場面でも、その価値観を広め、法の支配の浸透を実現していく必要がある。

そのために弁護士は、AI技術の進歩に遅れることなく、メリット・デメリットを理解した上で利活用し、必要な場合には依頼者等の利用を抑制する力量を身につけるべきである。そのため弁護士会及び会派が適切な研修等の場を積極的に設けるべきである。

1 AI技術の進展

2022年11月30日に生成AI（人工知能）である「Chat（チャット）GPT」が公開された前後から、生成AIを含むAIの進歩にはめざましいものがある。擬人化されたAIがCM上で流ちょうに語りかけ、ニュースの朗読もAIが行い、大手企業でも、仮想取締役の一人として、12種類の人格をもつAIを経営戦略会議に参加させる¹等、あらゆる場面で活用が図られている。AIエージェントの開発も進んでおり、近い将来には、漠然とした指示でも、AIエージェントが自発的に航空会社や鉄道会社、宿泊先に連絡をして予約をとることになるだろうと言われている。人工知能（AI）研究の第一人者として知られるカナダ・トロント大学のジェフリー・ヒントン名誉教授は、人間の能力を超えるAGI（Artificial General Intelligence）が今後5～

20年以内に実現する可能性が約50%との見方を示している。²

2 弁護士業務における利活用

このような技術の進歩は、弁護士業務にも及んできており、生成AIをはじめとするAI技術を弁護士業務に利活用することにより、弁護士業務の効率化・省力化が進みつつある。たとえば生成AIを用いた法律文献検索システムでは、法的な問題に関する質問とその回答が、会話形式で進み、回答の根拠とされる文献及び該当部分が示されるなど、これまで当たりをつけて複数の文献に当たっていた手間が省け、瞬時に必要な情報にたどり着けるようになっている。回答の内容も少なくとも優秀なパラリーガル程度のレベルに達している。また、会議の録音データの文字起こし・要約もかなり精

¹ 2025年8月4日 日本経済新聞。キリンHDは経営会議にAIで生成した仮装役員を導入。

² 2023年12月25日 朝日新聞「人間超えるAI 20年以内実現「50%」

度も上がってきている。更に、無料のシステムで自前の簡易な RAG (Retrieval-Augmented Generation LLM が持つ内部知識を補うために外部知識を活用するフレームワーク) を作成できるもの (Google notebook LM) もあり、これを用いて、例えば事務所の諸規定 (報酬規程、就業規則、慶弔規程など) を入力しておけば、各事務所に特化された簡易な RAG を得ることもできる。また、このアプリは判例や、各省庁のガイドライン等を入力すると、要約を生成し、それを男女の会話風の音声で説明してくれるなど、これまでには考えられなかつたような機能を有するようになっている。今後、AI 技術を使いこなすことが、弁護士業務には不可欠になってくると考えられる。

3 弁護士業務での利用の問題点と日弁連が発表した注意事項

一方、生成 AI の利用には少なからず、注意すべき点がある。たとえば、学習機能を有するクラウド上の LLM (大規模言語モデル) に依頼者の生情報を入力すると、それが学習され、他の利用者に生成情報として出力されるおそれがある。これは、守秘義務違反ないし個人情報保護法違反となるおそれがある。また、生成 AI は、たとえば、存在しない判例をあたかも存在するように答えるなど、誤った出力 (ハルシネーション) をする場合があり、生成 AI の出した回答を、裏付けも取らずに裁判所に提出すると、虚偽の主張や証拠を示すことになり、弁護過誤となる恐れもある。

日弁連は、生成 AI を弁護士業務に利用するに際して注意すべき事項について、2025 年 9 月に、「弁護士業務における生成 AI の利活用等に関する注意事項」を会員向けに公表した。その中で概ね以下の 5 点について注意を喚起している。①依頼者等の保護・守秘義務の遵守、②入力等に際する法令遵守、③弁護士が生成物利活用の最終責任者であること、④弁護士自身が AI を学ぶ努力を、⑤法律事務所関係者への AI 教育・研修も必要、の 5 点である。³

なお、生成 AI と弁護士法 72 条との関係については、契約書修正サービス等のシステムが、法的な判断を行う、「鑑定」作業を行うような場合は、72 条に抵触するおそれがある。最終的には弁護士が出力結果につき判断を下す必要がある。ただ、最終的に弁護士が確認するとしても、生成 AI の出力を鵜呑みにして右から左に結果を提供するというようなことがあれば、72 条の趣旨（無資格者の誤った情報で利用者が損害を受けないようにする）を没却することになるので、注意が必要である。

4 新たな課題（人権侵害のおそれと弁護士の役割）

以上のとおり、弁護士は、自ら AI・IT 技術を利用する際のメリット・デメリットに配意しなければならないが、それと同時に、これらの技術が、新たな人権侵害を招くおそれがあることから、弁護士は、日常の業務の中で、依頼者の AI 技術の利用に対しても、適切なアドバイスをするべきである。そのため

³「弁護士業務における生成 AI の利活用等に関する注意事項」2025 年 9 月

https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/other/documentFile/AI_2025.pdf (会員頁)

の力量を保持するように務める必要がある。なお、別項（憲法問題）に記載されているように、AI技術の進歩は選挙制度や民主主義の在り方そのものに深刻な影響を与えるおそれもある。

新たなタイプの人権侵害の例としては、下記のようなものがある。

たとえば、2019年に、就職情報サイトを運営する会社が、同社を利用した就活生の同意を得ずに、当該就活生の就職情報サイトでの閲覧記録等を、AIを用いて解析し、同人の「内定辞退率」を計算して、無断で企業に提供していたということがあった（リクナビ事件）。この件では、国の個人情報保護委員会が初の是正勧告をしている。自らの預り知らないところで、自分のWEB閲覧データが利用され、それに基づく選別が行われるということは、あってはならないことである。

また、2022年2月には三重県津市の児童相談所で、保護対象とすべきかどうか問題となつた女児につき、同女が通う保育所から「顔にあざがある」と報告が寄せられたが、児童相談所の担当者が女児と面談したもの、あざが虐待によるものか特定ができなかつこと、それに加えて、児童相談所は、過去の蓄積したデータからAIシステムが、保護の必要性を「39%」としたことも参考にして女児の保護をしなかつた。しかし、その後2023年7月に女児は母親の虐待により死亡したという事件が発生している。AIが出した保護率だけに拠ったわけではないが、このようなシステムの利用は危険を伴うものであると言わざるをえない。

更に、2025年8月には、チャットGPTを

自分のことを理解する唯一の親友として位置づけて、チャットGPTと会話を行っていた子どもが、チャットGPTによって自殺願望を助長されたとして、遺族がオープンAIを訴えたという事件があった。⁴ 生成AIの驚異は、家族という身近な空間にまで及んでできている。

5 弁護士の担うべき役割

依頼者やその関係者、顧問先等が、AIを問題のある方法や場面で利用をしている場に遭遇した場合には、弁護士の基本的な使命、すなわち基本的人権を擁護し、法の支配を社会のあらゆる場面で浸透させて社会正義を実現する、という立場から、弁護士として「そのような技術の開発、提供、利用はするべきではない」あるいは「そのような技術の利用にはこのようなリスクがある」「リスクを回避するにはこのような手段が考えられる」等の適切な助言を行うべきである。重大な人権侵害が生じてからでは、損害賠償等、結局は依頼者のためにならないことから、弁護士は、AI技術を利用される場面において、早い時期から適切な法的アドバイスができる力量を身につける必要がある。

6 弁護士会及び会派の役割

しかし、個々の弁護士が独力でこのような情報を集め、技術の進歩に応じた適切なアドバイスができるよう自らの力量を高めるのは、なかなか困難であることから、弁護士会や会派において、適宜研修や意見交換を行い、互いに知見と技術を高める機会を設けるべきである。特に会派は、小回りが効くので、こ

⁴ <https://www.cnn.co.jp/tech/35237219.html>

のような役割を担うのに適した団体であり、
メンバーの中で情報を共有し、会派内外の知
見のある者による講義や指導を受ける、研修
の場を積極的に設定するべきである。以上

第4章 憲法問題

【サマリー】

憲法問題 PT では、憲法を巡る昨今の情勢を踏まえ、平和主義と立憲主義に反する新安保法制法等の政府の動向や、憲法事実（立法事実）に基づかない憲法改正の策動、そして、選択的夫婦別姓制度の導入、選挙権（投票価値）の平等、憲法と AI といったその他の憲法問題に対し、法の専門家として人権擁護と社会正義の実現の観点からどのように取り組むべきかを日々研究するとともに、憲法講演会等の形で会員向けの情報提供等を行っている。

1 平和主義と立憲主義に反する新安保法制法等の政府の動向

2014（平成 26）年 7 月 1 日の第二次安倍内閣による閣議決定（以下「7・1 閣議決定」という。）と 2015（平成 27）年の新安保法制法（平和安全法制関連二法をいい、新安保法制法に基づく防衛法制を指す文脈では「新安保法制」という表現も用いる。）の強行採決による成立に端を発し、日本の防衛政策は、軍事的合理性の観点のみから議論され、憲法による制約が全く存在しないかのような状況が生じている。これは、憲法の平和主義が骨抜きにされて日本が戦争の準備に入っていることを意味するとともに、政府の有権解釈が、憲法改正権者である国民の関与が一切ないまま、憲法の名宛人である政府によって恣意的に根本から覆された点において、立憲主義に反するものであって、極めて重大な問題である。従って、この問題に対しては紙幅を費やすざるを得ない。

7・1 閣議決定前の従来の政府見解は、憲法 9 条は自衛権の放棄を定めたものではなく、その自衛権の裏付けとなる自衛のための必要最小限度の実力は憲法 9 条 2 項にいう「戦

力」には該当しないとの立場をとり、その上で、自衛権行使することができるのは、①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在すること、②この攻撃を排除するため他の適当な手段がないこと、③自衛権行使の方法が必要最小限度の実力行使にとどまること、の 3 要件を満たした場合（個別的自衛権）に限られるとし、集団的自衛権は、国連憲章 51 条によって我が国にも認められているものの、①の要件を欠いているから、憲法 9 条に反して許されないとして、その行使を一貫して否定してきた。①の要件を満たす個別的自衛権と①の要件を満たし得ない集団的自衛権とは質的に重なり合わず、憲法上許容されるのは前者のみであるという解釈が、有権解釈として定着していたのである。

ところが、第二次安倍内閣は、2014（平成 26）年 7 月 1 日、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する内容の 7・1 閣議決定を行った。7・1 閣議決定は、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」としながら、憲法解釈変更の根拠としては「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により

我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、「我が国の存立を脅かすことも現実に起これ得る」と述べるのみであり、他国に対して発生する武力攻撃が我が国の存立を脅かすことはあり得ないから集団的自衛権は憲法上許容されないという従来の政府見解の基本的論理と全く整合せず、また、このように従前の憲法解釈と整合し得ない前提を置いたことにより、武力行使の発動基準が極めて曖昧不明確となり、法的安定性も保たれない結果となっている。

このように、7・1閣議決定は、従来の政府の有権解釈との連続性・論理的整合性を欠いており、憲法解釈として認められる余地がないということに加え、内容も、集団的自衛権の行使は他国防衛であり憲法9条1項の国際紛争を解決する手段としての武力の行使に他ならず、憲法改正手続を潜脱して内閣による「解釈改憲」をなすものであって、明らかに違憲である。

2015（平成27）年には、7・1閣議決定に基づく新安保法制法が国会で強行採決された。人権保障のために憲法によって国家権力の恣意を抑制するという立憲主義の立場からは、憲法9条の解釈を論理的整合性も法的安定性もかなぐり捨てて変更した7・1閣議決定に基づく新安保法制法は、違憲というほかない。また、硬性憲法である日本国憲法において、憲法改正手続を踏むことなく一政府による筋の通らない解釈の変更によって憲法の条項が改正されたに等しい結果となるような事態は断じて許されるべきではない。このような問題意識のもと、日弁連や東弁を含む各

单位会は、政府が憲法9条の解釈を変更し、これを踏まえて法律によって集団的自衛権の行使を容認することは、憲法の立憲主義の基本理念、恒久平和主義及び国民主権の基本原理に違反することを、繰り返し指摘している。

しかし、7・1閣議決定及び新安保法制以降、現実の政治において、日本の防衛政策が憲法の制約が全く存在しないかのように議論される状況がここ10年余り続いている。具体的には、2022（令和4）年に安保3文書（国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画）が改定され、敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有し活用していく方針が明記されたこと、2024（令和6）年に防衛装備移転三原則の運用指針が改定され、英国、イタリアと国際共同開発中の次期戦闘機の第三国への輸出が解禁されたこと等を挙げることができるが、詳細については紙幅の都合上割愛する。

このように、我が国は、7・1閣議決定及び新安保法制により武力行使の基準を喪失し、いついかなるときにどの範囲で武力を行使するかが曖昧不明確で、何らの歯止めもない不確実性の状況に立ち至ってしまっている。安心供与と抑止力はセットでなければ意味をなさないところ、我が国は、7・1閣議決定及び新安保法制による「壞憲」により周辺諸国に対する安心供与が全くできていない状況に陥っている。違憲の新安保法制による武力行使基準の喪失を利用した軍備増強論は、断じて許すことができない。まずは、憲法規範であった従前の政府解釈のレベルに我が国を立ち戻らせ、防衛分野における立憲主義や法の支配を取り戻すことが何よりも重要であって、違憲の法制度に基づく運用を既成事実化しようという無法な試みに対しては、

法律専門家として断固戦わなければならぬ。

2 憲法事実（立法事実）に基づかない憲法改正の策動

憲法改正については、2012（平成24）年に自由民主党が憲法改正草案を発表し、2018（平成30）年には同党が定期党大会で「憲法改正4項目『条文イメージ（たたき台素案）』」をまとめているが、その後は、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正について衆議院憲法審査会で議論がなされている。しかし、その実態は、憲法事実（立法事実）に基づかず、単に憲法改正をしたという実績だけを求めるといったものであり、憲法改正についての真っ当な議論がなされている状況とは全く言えず、現行憲法が定める参議院の緊急集会の制度を改めて国会議員の任期を延長することを可能とする憲法改正を行う必要性は全く認められない。

3 選択的夫婦別姓制度の導入

現在、選択的夫婦別姓制度の導入を求める訴訟は、第3次訴訟が2024（令和6）年3月に提起され、選択的夫婦別姓制度の導入についての国民・市民の関心も日に日に高まりつつある。

このような状況も踏まえ、当会としては、同氏強制は違憲であるとの考え方の下、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを国会对して求めると同時に、選択的夫婦別姓制度こそが法律家共同体が妥当なものとして承認するベースラインであることを裁判所に突きつけていくための活動を行っていくことが緊要であり、その一環として、海外の制度の研究も行っていく必要がある。

4 選挙権（投票価値）の平等について

選挙権（投票価値）の平等は、民主主義社会の健全な営みのために必要不可欠なものであるから、1対1を基本原則とした上で、どのような理由と必要に基づいてこの原則から乖離したかを政府の側に主張立証させ、その合憲性を審査し、政府が議員定数の較差を正当化する十分な理由を示すことができない場合には違憲としなければならない。

当会としては、投票価値の不平等を是正する選挙制度の抜本的改革を国会に対して求めると同時に、違憲判決や選挙無効判決を出すことに対する裁判所の懸念を払拭すべく、ありうべき判決の内容やその効果について理論的な研究を深めていくことが必要である。

5 憲法とAI

近時、AIが社会に与える影響、特に民主主義や選挙等の憲法的要素に与える影響についても研究が進んでいる。AIによってプライバシー（あるいは内心の自由）、自己決定権ないし自由意思が掘り崩されたり（2016年にケンブリッジ・アナリティカ社がFacebookのデータを基にAIで心理的プロファイリングを行い、フェイクニュースに騙されやすい脆弱性のスコアが高い人にヒラリー・クリントンに関するフェイクニュースの接触頻度を高めるようリコメンデーションを行うことによって投票行動を大きく操作した事件（ケンブリッジ・アナリティカ事件）は、記憶に新しいところであり、また、AIが個人データを通じてその人の好みや認知的な傾向をプロファイリングし、その人の関心に合った、その人の認知システムをうまく刺激するコンテンツや情報をリコメンドす

ることで、我々のアテンションや時間、個人データを奪うとともに、人間の思考モードのうち論理的、内省的、熟慮的な思考モードを抑え、直感的、脊髄反射的な思考モードに強く働きかけて中毒的な状況を作り出すことにより、自律的な意思決定を阻害している)、これまでの差別が再生産されたり新しい差別が生み出されたりし(アメリカでは、就職面接の映像をAIに解析させ、心理的特性を見て採用するかどうかのスコアリングを行う際に、解析アルゴリズムが限られたデータによって学習・訓練されているため、多数派と異なる表情の動きをするマイノリティーが不当に低く評価される可能性があることが指摘されている)、フィルター・バブル(インターネット空間では自らが好むコンテンツに取り囲まれ、好まないものがフィルタリングされたバブルの中に閉じ込められるような状況に置かれ、他者や公共との接触頻度を失ってしまう)、エコー・チェンバー(自分の考えに近い情報やコンテンツとの接触が繰り返しされることで、それらが真実、正しいものだと感じてしまい、考えが極端・過激化していく)、偽・誤情報等(刺激的でアテンションを獲得しやすい偽情報が拡散されて選挙結果を左右してしまう現象が国内外で見られるようになってきている)によって民主主義や国民主権といった憲法上極めて重要な価値が危機に瀕している。

このような問題にいかに対処するか、ポピュリズムを克服して混乱する代議制民主主義を立て直し、法の支配を維持していくためにはどうすればよいか、当会としても研究を深めていく必要がある。

6 推薦図書

日頃の業務の中で憲法に触れる機会は少ないが、憲法の危機的状況を目の前にして憲法についての知識をアップデートしたいと考えている会員も少なからずいるものと思われる。そのような会員向けに、推薦図書をいくつか紹介する。

- ・読みやすい基本書として 長谷部恭男『憲法講話：24の入門講義（第2版）』(有斐閣、2022年)
- ・新安保法制関係 長谷部恭男・棚橋桂介・豊秀一『検証安保法制10年目の真相——「仙台高裁判決」の読み方』(朝日新書、2025年)
- ・AI関係 山本龍彦『〈超個人主義〉の逆説——AI社会への憲法的警句』(弘文堂、2023年)

第5章 再審法改正

【サマリー】

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。刑訴法第4編「再審」（再審法）は、改正の必要性が叫ばれながら、現行刑訴法施行後改正されることなく現在に至っている。

超党派の議員連盟により再審法改正法案が衆議院に上程され、継続審議となっている。他方、法制審議会により再審法改正の審議が行われている。

再審法改正の必要性は、2025年7月16日の福井事件の再審判決等からも明らかであり、すみやかに議員連盟の再審法改正法案を成立させる必要がある。

1 問題点

(1) えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

しかし、刑訴法第4編「再審」（以下「再審法」という）は、500を越える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

(2) 布川事件、東京電力女性社員殺害事件、松橋事件、湖東事件、日野町事件、袴田事件等において、確定審において裁判所にも弁護人にも開示されなかった検察官手持ち証拠の開示が再審開始に結びついている。これらの事件の経験に照らしても、再審請求手続における証拠開示の制度化が必要不可欠である。

また、松橋事件、名張事件、大崎事件、日野町事件、袴田事件等において、再審開始決定に対する検察官の不服申立により、審理が長期化し、えん罪被害者の救済が大幅に阻害

される事態となっている。これらの事件の経験に照らしても、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止が必要不可欠である。

(3) 日弁連は、2019年10月の人権擁護大会（徳島）において「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表した。

(4) 2024年3月に、超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）が設立され、2025年10月8日時点で364名の国会議員が参加している。

(5) これまでの展開の詳細については『2025年度版 政策綱領 Web版「2025 法曹親和会政策綱領」¹⁴ 再審法改正に向けた取り組み(1)我が国の再審の歴史的展開』を参照されたい。

2 ここ1年の動き

¹⁴ http://hososhinwa.com/wp-content/uploads/2025_seisaku_4-14.pdf

(1) 議連の動き

2025年6月18日、議連により、衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(以下、「本法案」という)が提出され、衆議院法務委員会に付託され、継続審議となっている。

本法案は、①再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判等に関与した裁判官の除斥及び忌避、②再審の請求の手続に係る規定の整備(期日の指定、裁判長の手続指揮権等)、③再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等、④再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を内容としている。

(2) 法制審議会の動き

鈴木馨祐法務大臣（当時）の諮問により、本件4月21日以降、法制審議会刑法（再審関係）部会において審議が行われている。

審議の対象となっているのは、本法案の上記①～④を含む、以下の14項目の論点である。①再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧・謄写、②再審開始決定に対する不服申立て、③再審請求審における裁判官の除斥・忌避、④再審開始事由、⑤再審請求事件の管轄裁判所、⑥再審請求権者の範囲、⑦弁護人による援助、⑧再審請求の審理に関するその他の手続規定、⑨再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止、⑩再審請求に係る決定に対する不服申立期間、⑪再審請求審又は再審公判における被害者参加、⑫再審請求審において取り調べられた証拠の再審公判における取扱い、⑬再審請求手続に関する費用補償制度、⑭その他（再審請求に関する被害者等通知制度）。

(3) 福井女子中学生殺人事件の再審判決

福井女子中学生殺人事件(以下、「福井事件」という)は、1986年3月、福井市内で卒業

式を終えたばかりの女子中学生が自宅で惨殺された殺人事件である。犯人とされた前川彰司氏は、一貫して無罪を主張しており、第一審で無罪となったが、控訴審で逆転有罪となり、上告も棄却され確定した。

2024年10月23日、第2次再審請求において名古屋高裁金沢支部は再審開始を決定し、検察官は異議申立を断念し、確定した。

2025年3月6日に始まった再審公判において、検察官は有罪主張を維持したが何ら立証活動を行わず即日結審し、同年7月18日、名古屋高裁金沢支部は、前川彰司氏に対して、確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却する判決を言い渡し、同年8月1日に確定した。

本件については、関係者の供述が客観的事実に反していた（事件当日に見たというテレビ番組が別の日の放送であった）、検察官は第一審でこの事実を把握していたのに隠していた、という重大な問題があった。

上記再審判決は、「確定審検察官の訴訟活動は、裁判所に法の正当な適用を請求し、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」「上記のような確定審検察官の訴訟活動に対しては、その公益の代表者としての職責に照らし、率直に言って失望を禁じ得ない」と検察官を厳しく批判した。

3 今後の対応

(1) 再審法の改正について、検察官・検察庁と密接な関係がある法務省が事務局を務める法制審議会が主導的な役割を担うことについては、強い懸念がある。

(2) 2024年9月26日に再審無罪が言い渡

された袴田事件や上記の福井事件の数々のえん罪事件によって、再審法の不備は明らかとなっているところである。

それにもかかわらず、法制審議会の審議においては、再審法改正を求める意見がある一方で、再審手続における証拠開示を極めて限定期に止めようとする意見、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止に消極的な意見、「現在でも再審手続は適正に運用されている」旨の意見等が見受けられる。

また、14項目に及ぶ論点について、法制審部会における取りまとめには相当な期間を要することは明らかであり、法案化の目処はたっていないと言わざるを得ない。

(3) 言うまでもなく、国会は「唯一の立法機関」であり、「国権の最高機関」である。再審法改正について本法案が上程され、「全国人民を代表する」国会議員の意思が示されているのであるから、本法案の審議が優先されるべきである。法制審議会は単なる法務大臣の諮問機関にすぎない。

(4) 再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。本法案の内容は、数多くある論点の中でもえん罪被害者の速やかな救済を実現するために必要不可欠なものである。

国会において、すみやかに本法案の審議を進め、本法案を可決・成立させることが必要であり、弁護士会は、そのための取り組み、活動を強化する必要がある。

東弁は、2025年10月9日、「臨時国会での再審法改正の実現を求める会長声明」を発出している。

再審問題に関する主な動き	
1962 (昭和37)年	日弁連定期総会「再審制度改革に関する決議」採択 日弁連理事会「刑事訴訟法第4編（再審）中改正要綱」採択
1975 (昭和50)年	5月 最高裁白鳥決定
1976 (昭和51)年	10月 最高裁財田川決定
1977 (昭和52)年	1月 日弁連「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」公表
	7月 免田事件再審無罪判決（熊本地裁八代支部）
1984 (昭和59)年	3月 財田川事件再審無罪判決（高松地裁）
	7月 松山事件再審無罪判決（仙台地裁）
1985 (昭和60)年	4月 日弁連「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」公表
1989 (平成元)年	1月 島田事件再審無罪判決（静岡地裁）
1991 (平成3)年	3月 日弁連理事会「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」採択
2010 (平成22)年	3月 足利事件再審無罪判決（宇都宮地裁）
2011 (平成23)年	5月 布川事件再審無罪判決（水戸地裁土浦支部）
2012 (平成24)年	11月 東京電力女性社員殺害事件再審判決（東京高裁）
2014 (平成26)年	3月 裴田事件（第2次）再審開始決定（静岡地裁）。裴田氏釈放
	8月 東住吉事件再審無罪判決（大阪地裁）
2018 (平成30)年	6月 裴田事件（第2次）再審開始取消、再審請求棄却。 裴田氏収監せず。（東京高裁）
2019 (令和元)年	3月 松橋事件再審無罪判決（熊本地裁）
	10月 日弁連第62回人権擁護大会（徳島）「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」採択
2020 (令和2)年	3月 湖東事件再審無罪判決（大津地裁）
	12月 裴田事件（第2次）再審開始取消を破棄差戻（最高裁）
2023 (令和5)年	2月 日弁連「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」取りまとめ
	3月 裴田事件（第2次）検察官の即時抗告棄却、再審開始確定（東京高裁）
2024 (令和6)年	3月 「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」設立（超党派の国会議員）
	9月 裴田事件再審無罪判決（静岡地裁）
	10月 福井女子中学生殺人事件（第2次）再審開始決定（名古屋高裁金沢支部）
2025 (令和7)年	4月 法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議開始
	6月 超党派の議連「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出
	7月 福井女子中学生殺人事件再審判決（名古屋高裁金沢支部）

第6章 ダイバーシティの推進

【サマリー】

東京弁護士会は、男女共同参画とダイバーシティ推進のため、基本計画の策定・見直しや理事者・委員との懇談会、女性会員の参加促進、ワーク・ライフ・バランス支援、ハラスメント防止など多様な施策を展開している。女性社外役員の増加や選択的夫婦別姓制度の創設にも積極的に取り組み、日弁連との連携やクオータ制の研究も進めている。今後も多様性の実現に向けて課題解決と施策強化が求められる。

1 男女共同参画への東弁の現状と取組

(1) 東弁の現状

東弁では、2011（平成23）年に策定された「東京弁護士会男女共同参画基本計画」の達成状況を踏まえて定期的に見直しを行い、直近では2021（令和3）年に「第三次東京弁護士会男女共同参画基本計画」が策定され、現在第四次基本計画の策定中である。第三次基本計画では、「ジェンダーバイアスを排除し、多様な価値観を尊重する持続可能性のある弁護士会を実現することにより、弁護士・弁護士会及び司法への市民の信頼を高める」ことを「大目標」とし、5つの「重点目標」を掲げている。重点目標は①会の政策決定過程への女性会員の参加の推進②女性会員の業務における障害の解消と職域の拡大③会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援④別を理由とする差別的取り扱い及びセクシャル・ハラスメントなどの防止と被害者救済制度の整備⑤女性会員の

業務・キャリア形成のサポートであり、各重点目標を解決するための個別目標が設定され実現に向けて取り組まれている。¹

(2) 基本計画実現のための東弁の具体的取組と課題

東弁では、基本計画実現のため、理事者との懇談会や推進担当委員との懇談会を年二回開催し、その内容について理事者・各委員会・会員宛に発信している。基本計画実現のためには、まず当該基本計画について、各会員に周知させ、理解を深めることが非常に重要であり、課題となっている。

ア 理事者との懇談会

東弁では、基本計画の実現及び男女共同参画推進に関し、年に一回、理事者全員と東弁会員との懇談会を開催している。東弁において各重点目標を基礎として一定の題目を策定し、参加者及び理事者に対する基本計画の実現のための広報を行うとともに、東弁会員の生の声を理事者に伝える機会を設けている。今後は年度の理事者に当該懇談会の意義につ

¹ <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/danjokyoudou/cat1162/index.html>

いて早めに理解を得ること、委員会のみならず、派閥や無派閥の弁護士にも幅広く参加頂き、より幅広い層との懇談会を実現することを目指している。

イ 推進担当委員との懇談会

各委員会において男女共同参画推進担当委員を毎年選任頂くこととなっており、東弁においては毎年当該推進担当委員との懇談会を開催している。推進担当委員は規則上各委員会の正副であることが求められていたが、正副ではない委員が参加することも多かったところ、近年は正副の委員が担当委員として参加頂ける状況となってきている。その結果、懇談会の結果を各委員会に持ち帰って基本計画のさらなる達成のために尽力を頂く結果に繋げられている。

2 女性社外取締役増加への取組と課題

(1) コーポレートガバナンスコードの改訂により、ダイバーシティが企業価値向上の基盤として位置づけられ、上場企業は女性活躍・多様性に関する開示義務が課されている。これを補完する形で、東京証券取引所や政府から、女性社外役員の登用に関する具体的な数値目標や、多様性に関する状況と方針の明示が求められている。特に政府の要請により、プライム上場企業においては、2025（令和7）年までに女性役員を一名、2030（令和12）年までには女性役員比率を30%以上にすることが求められている。企業において、企業内で女性役員を成長させる努力を行うとともに、堅実な数値目標を達成するために、女性社外役員の登用を積極的に行っている。スキルマトリックスの充填も要求されている昨今の事情により、女性弁護士の社外役員の就任

が飛躍的に拡大している。

(2) 東弁においては、女性社外役員名簿を作成し、男女共同参画推進本部内に社外役員名簿推進PTを置き、これらの活用のために活動している。具体的には名簿の充実、提携業者（紹介業者やコンサルティング業者）に対する名簿の提供と情報共有、上場企業に対する名簿の広報活動、名簿登録者に対する研修、社外役員経験者（就任したばかりの会員も含む）のネットワーキングの構築などを行っている。2022（令和4）年から2024（令和6）年の就任累計実績は10名となっている。

(3)ここ数年で、経験のない会員の社外役員就任の機会が相当数増えており、情報共有を求める会員も多いため、研鑽の機会やネットワーキングの機会を設け、質の向上を図ることも求められている。直接の名簿からの就任実現もさらに拡充を求められているが、役員選任の透明性を担保するための制度としての名簿の活用という意味合いでの存在価値も検討されており、男性の名簿の作成、東弁HPに掲載されている名簿の掲載方法の充実も課題となっている。

3 選択的夫婦別姓問題

(1) 選択的夫婦別姓制度の創設（民法750条の改正）については、長年にわたって議論がなされているが、国会において反対派も多く、実現に至っていない。政府が策定した第5次男女共同参画基本計画では、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことを第一目標とし、選択的夫婦別姓については「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一

体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民階層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める」という程度にとどまっている。

(2) 2024年10月にジュネーブで実施された国連男女差別撤廃条約に基づく日本審査においては、旧姓使用拡大については何ら評価することなく、政府に対して改善勧告がなされている。勧告の主な内容は、選択的夫婦別姓の導入指示、民法750条の改正、司法の場での条約違反の判決が続いていることに対する批判、司法関係者への同条約の研修の指示、等である。

(3) 東弁は、理事者を通じて国會議員への働きかけ、賛成意見を出していない区議会への働きかけ、国に対する意見書の提出、シンポジウムの開催など、選択的夫婦別姓問題について積極的に活動を行っている。直近では政府が策定中の第6次男女共同参画基本計画において、選択的夫婦別姓に関する目標は第5次から進展がうかがえないものとなっており、これらについて意見するとともに、今後も選択的夫婦別姓制度の創設のため、東弁としては尽力する姿勢を見せている。

4 クオータ制

(1) 東弁における検討状況

2020年(令和2)年11月に女性副会長クオータ制ワーキンググループが設置され、東弁理事者から副会長を1名増員すべきか(増員するにあたって副会長一人あたりの報酬を下げるべきか)、クオータ制導入の可否について諮問がなされた。当該諮問に基づき同ワーキンググループは翌年3月26日に意見書を提出した。その内容としては、副会長1名増員

及び副会長一人あたりの報酬をさげることについても、クオータ制導入についてもいずれも消極の意見であった。男女共同参画推進本部では、現在もクオータ制については議論すべきかどうかとも含めて毎年検討を行っているが、東弁においては導入において積極的な議論がなされているという状況ではない。会派内の努力により女性比率の引き上げは目標2名を概ね達成しているものの、過去10年において、女性副会長が存在しない年度や1名のみの年度も存在し、個別目標として理事者に毎年2名以上女性会員が含まれるようにするという目標は未だ万全の体制ではない。会派の努力によっても実現が困難となる場面に直面した場合には、導入について再度議論する可能性があることを前提に引き続き当該目標達成のための必要な施策を議論していくことが重要である。

(2) 二弁におけるクオータ制の運用状況

二弁は選挙制度におけるクオータ制を採用している。6名の副会長について、女性2名、男性5名の候補者がいる場合には、優先的に女性2名は当選させるという制度である。2016年に導入されて10年間、選挙におけるこのクオータ制は発動されたことはない。クオータ制が成立したことにより、必ず2名女性候補者を出すことが全体の意識として受け付けられ、努力して2名の候補者を選出し実現させてきたという経緯がある。

5 日弁連における取組

(1) 日弁連の取組

日弁連は、2008(平成20)年3月に「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」を策定し、定期的に見直しを行い直近では2023(令和5)年1月に「第四次日本弁護士

連合会男女共同参画推進基本計画」を策定した。第三次基本計画から第四次基本計画の策定までの間に日弁連副会長クオータ制を導入して2名の女性枠を設け、2021（令和3）年には日弁連理事にもクオータ制を導入して4名の女性枠を設け、その他基本計画の実現のために様々な取り組みを行っている。第四次基本計画においては、第三次基本計画の達成状況及び課題を踏まえ、今後の5年間に取り組むべき重点項目9項を整理し、各項目について基本的考え方、目標及び目標達成のための具体的施策を定めた。

(2) 日弁連の男女共同参画推進本部においては各項目の目標達成のため部会制で活動を行っている。近年では、毎年一回、女性法曹を増やすための施策として、女子中高生のためにシンポジウム「来たれ、リーガル女子！」を開催し、法曹三者のやりがいや、魅力、普段の生活や働き方などを広報している。

ウ 同性婚を可能とする民法改正について議論がなされており、民法改正を求める意見書を策定、国連からの勧告を受けた教育場面におけるダイバーシティの実現について議論を継続している。

ていく必要がある。

6 当会におけるダイバーシティ推進への取組

当会は、これまでに「東弁副会長執務ガイドライン」の共同提案、女性の東弁副会長及び日弁連理事を継続的に輩出する方策を研究目標とするPT（のちの「東弁のダイバーシティ推進研究会」）の設置提案などを行ってきたほか、2017（平成29）年度は他会派に先駆けて女性東弁会長を擁立することができた。今後は弁護士会の男女共同参画推進に向け、より広い視野で様々な提言・提案を行っ

第7章 若手会員支援

【サマリー】

弁護士数増加による報酬低下など、若手弁護士は経済的不安や実務力形成の困難という課題に直面している。日弁連・東弁は会費減免、研修、OJT、交流機会、育児支援など多面的支援を実施している。AI時代には技術活用と倫理判断が不可欠であり、東京弁護士会にはAI対応研修、倫理指針の整備、新分野挑戦支援を期待する。若手はAIを活かし高度なリーガルサービス実現を目指しており、その後押しが求められる。

1 はじめに：若手弁護士支援の背景と課題

近年、弁護士を取り巻く環境は、弁護士数の増加と、それに伴う弁護士報酬の低下という構造的な変化により、厳しさを増している。この構造変化は、特に若手弁護士に対し、経済的な基盤の不安定化、専門性の確立の難しさ、過重労働による精神的ストレスの増大といった複合的な課題をもたらしている。経済的な不安定さは、生活への不安や将来への懸念を增幅させ、スキルアップのための研修受講やITツール導入への投資を困難にし、結果としてキャリア形成にも悪影響を及ぼしている。

日弁連および東弁は、法曹界全体の持続可能性と若手弁護士のウェルビーイングを確保するため、これらの課題に対し、多角的かつ統合的なアプローチで支援策を展開している。支援は、経済的側面だけでなく、実務能力向上、キャリア形成、そしてメンタルヘルスといった多角的な視点から行われている。

2 日本弁護士連合会（日弁連）による支援策

日弁連は、全国の弁護士を統括する団体として、個別の弁護士への直接的な支援に加え、弁護士業界全体の構造的課題（地域偏在、国際競争力）を解決しようとする、より戦略的かつ長期的な視点を持った支援策を提供している。

(1) 経済的基盤強化支援

ア 会費減免制度

日弁連は、修習終了後満2年を経過しない会員について、日弁連会費を半額の6,200円（通常は12,400円）とする減免措置を講じている。これにより、登録直後の経済的負担を軽減し、若手弁護士が経済的な不安なくキャリアをスタートできる環境を整備している。

イ 融資制度

独立開業を目指す若手弁護士に対しては、初期投資のハードルを下げる目的とした独立開業支援融資制度も用意している。

(2) キャリア形成、実務能力向上支援

ア 若手チャレンジ基金制度

新65期から76期の会員を対象に、「若手チャレンジ基金制度」を実施している。2025（令和7）年度で5回目の実施となり、若手会員の多様な自己啓発や先進的な活動を後押

ししている。

イ 国際業務参入支援

グローバル化に対応するため、概ね弁護士登録 10 年以内の会員を対象として、有益と認める団体等が開催する各種国際会議（LA-WASIA、IBA など）に参加する際の大会参加費用を支給する支援を行っている。これにより、若手弁護士の国際的な視野と実務能力の獲得を後押ししている。

ウ 法律事務所マッチング支援

地方の弁護士過疎地域への就職を促進するため、「若手弁護士のための法律事務所マッチング支援」を実施し、地域偏在の解消と地域貢献を促している。

エ 若手弁護士カンファレンス

若手会員の声を具体的な施策の実現につなげるべく、執行部と若手会員が意見交換を行う「若手弁護士カンファレンス」（若カン）を継続的に開催している。

3 東京弁護士会（東弁）による支援策

東弁は、日弁連の全国的な支援に対し、東京の地域特性と若手弁護士の多様なニーズに即した、より実践的で身近な支援策を独自に展開している。

東弁においては、若手弁護士同士又は事務所外の弁護士との交流が希薄となりがちであること、専門分野に特化した弁護士が増えていること等から、広い視野を身に着けることの重要性が増している。

(1) 実務能力向上と OJT 支援

ア クラス別研修

新規登録会員を対象に、「クラス別研修」を実施している。これにより、実務経験に即した実践的なゼミ形式の研修を年 7 回行うこ

とで、基礎的な実務スキルを体系的に習得できるよう支援している。

イ 個別案件についての助言制度

修習終了後 5 年を経過しない若手会員の業務を支援する目的で、若手弁護士の申出に応じて、受任している事件に関し、個別にマンツーマンで助言等を行う助言担当弁護士を配置する制度を設けている。

ウ OJT 研修

経験弁護士による助言、相談を受けながら実践的な経験を積む OJT の機会を提供しており、具体的には「法律相談研修」や「刑事弁護事件研修」などが用意されている。

エ 海外留学資金貸付制度

登録 10 年以内の会員を対象に、海外での法制度の習熟、諸外国における活動領域の拡大、諸外国の法曹、法曹団体との交流といった目的で海外に赴く際の資金の貸付制度を用意している。

(2) ワークライフバランスとメンタルヘルス支援

ア 出産、育児に伴う会費免除制度

女性会員が出産を予定または出産後 1 年以内である場合、出産日を基準として 4 ヶ月分の東弁一般会費の免除を受けることができる。また、子の育児をする会員についても、子の出生日から 2 年を経過する日の属する月の末日までに申出があった場合、会費免除の対象となる。

イ 研修、会務活動等参加時子ども一時待機場所利用制度

未就学児童を持つ会員が弁護士会館での会務活動や研修等に参加する際、児童の一時待機場所として、会館内の和室を午前 9 時 30 分から午後 9 時まで利用できる制度を提供している。

(3) 交流機会の創出

ア 士業交流会

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等、各分野の専門家を招いた交流イベントを定期的に開催している。専門家同士の連携、協力のあり方等に関するディスカッションや懇親会を通して、若手会員の異業種連携と業務協力の機会を広げている。

イ 若手弁護士が語る会

登録5年目までの会員を対象に、会役員（会長、副会長）と新進会員活動委員会委員を中心とする若手会員がテーマに沿って意見交換を行うイベントを例年実施している

4 結論 今後の東京弁護士会の望むこと

AI技術の進歩により、法律業務の定型的部分が効率化される一方で、依頼者のニーズは高度化し、多様化している。依頼者は迅速かつ合理的な解決を求め、オンラインでの相談や、データに基づく戦略的助言を期待するようになっている。

このような時代においては、単なる法令知識だけではなく、テクノロジーを適切に活用し、倫理的判断を下す能力が求められる。

こうした課題を踏まえ、AI時代を生きていく若手弁護士として、東京弁護士会には次のような事項を期待したい。

第1に、AI時代に対応した研修体制の充実である。単なる技術解説にとどまらず、実務的かつ倫理的な観点を取り入れた体系的研修が必要である。例えば、「AIを用いた契約レビューの演習」や「AI時代の弁護士倫理」など、実務に直結するテーマを設定し、段階的に学べる環境を整備すべきである。

第2に、AI利用に関する倫理指針および

支援体制の整備である。弁護士がAIを利用する際のルールや責任範囲を明確化し、実際のトラブル事例を踏まえた「AI利用ガイドライン」や「ケーススタディ集」を整備することが求められる。

第3に、AI時代におけるキャリア形成支援である。AIやデータ法、プライバシー、知的財産といった新たな法領域に挑戦できる環境を整えることが重要である。専門研究会やオンライン勉強会の開催などを通じて、多様なキャリアパスを描けるよう支援することが望まれる。

AIが法律を扱う時代だからこそ、弁護士には「人間としての判断力と共感力」が一層求められる。若手弁護士は、AIに職域を奪われることを恐れるのではなく、AIを用いてより高品質な法的サービスを提供する可能性を見出している。その可能性を現実のものとするためには、弁護士会による後押しが不可欠である。

東京弁護士会が、若手弁護士とともにAI時代の新たな法曹像を描き、共に成長する場となることを強く期待するものである。

第8章 弁護士自治

【サマリー】

弁護士自治の現代的課題として、弁護士会内部での意識の変化や多様化、弁護士による不祥事の多発、近時の米国に見られるような公権力による政治的圧力の危険性などが挙げられる。かかる課題に対応していくためには、個々の弁護士の弁護士自治に対する意識の醸成が欠かせず、そのための具体的な取り組みの一つとして、東弁では、クラス別研修における双方向・多方向の議論の導入、弁護士会の歴史の紹介や記録化などがある。

1 弁護士自治とは

弁護士自治とは、弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命（弁護士法1条）を達成するための制度的保障である。この保障は権力に干渉されないことによって実現される。

弁護士自治における自治権は、個々の弁護士ではなく、弁護士の団体すなわち弁護士会に認められるものであるが、弁護士の弁護活動が国家権力や社会的圧力等から侵されないように、個々の弁護士の職務の独立性を保持することも、弁護士自治の重要な目的であると言える。

2 弁護士自治の現代的課題

多くの課題の中で次の三点を挙げたい。

(1) 弁護士会内部（個々の会員）の意識の変化や多様化

個々の弁護士の業務基盤の脆弱化、価値観やキャリアの多様化などにより、特に若手弁護士が弁護士自治への懷疑を強めているのはとの声が強い。

若手会員も多くは、弁護士自治（強制加入

制も含む）自体が不要などとは考えてはいないうであろうが、多忙な業務をこなして経済的に自立する必要もある中で、会費は高い、会務は負担が大きい、何か新しい取り組みをしようとすると弁護士会がストップをかけてくる、ということであれば、そんな弁護士会なら要らないと感じてしまう面もあるかもしれない。弁護士自治が内側から崩れる危機を軽視してはならない。

(2) 弁護士による不祥事の多発

近時、国際ロマンス詐欺事件などで、誤導誤認させる疑いが強い広告を弁護士が行って、多数の詐欺被害者から不相応な着手金を收受したものの被害回復が殆ど図られない、その背後では非弁業者が暗躍し、当該弁護士も非弁業者から収益を吸い上げられるという事態が多発している。

弁護士会は弁護士自治を十全に機能させてかかる被害の防止に努めるべきで、市民の信頼を維持していくことが弁護士自治の堅持につながることも肝に銘じるべきである。上記問題に関しては、LIBRA2024年6月号「弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉」¹、

¹ https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_06/P2-18_ippan.pdf

LIBRA2021年3月号「弁護士業務の落とし穴」²が参考となる。

(3) 公権力による政治的圧力の危険性

弁護士の法廷内外での活動に対して裁判官や検事正等から様々な制圧や干渉が加えられていた戦前に比べ、戦後はほぼ完全な弁護士自治が認められ、個々の弁護士の活動の自由は格段に保障されている。しかしながら、弁護士が公権力と対峙して人権擁護活動を行う場面は多く、現代においても、公権力によって弁護士の活動が制圧される危険性を軽視してはならない。

近時でも、米国の第2次トランプ政権が、個人的理由で敵視する法律事務所の活動を制限する大統領令を発する等して、弁護士を攻撃する事態が報道されている。一部の法律事務所は、大統領令が言論の自由を保障した合衆国憲法修正第1条に反する等として連邦地裁に訴訟を提起し、大統領令の差し止めを勝ち取った。2025（令和7）年6月16日には、米国法曹協会（ABA）が、政権による威嚇行為を違憲とし、差し止めを求めて首都ワシントンの連邦地裁に訴えを起こした（以上、2025（令和7）年6月20日付日本経済新聞「トランプ氏、大統領令で敵視する法律事務所を「出禁」広がる波紋」など）。

かかる米国政権の動きは、弁護士の活動への公権力による不当かつ露骨な圧力であり、弁護士全体に対する萎縮効果は計り知れず、個々の弁護士の活動の自由そして弁護士自治に対する深刻な脅威となる。

我が国においても、出入国在留管理庁が、公表資料において、収容外国人の仮放免に際

して身元保証人を引き受けた弁護士が、あたかも多数の逃亡者を発生させているかのように言及したことがあった。東弁は、かかる記載は弁護士が逃亡を助長しているかのような印象を与えかねず、不当かつ不適切であると抗議する会長声明を発出した（2021（令和3）年12月27日付「出入国在留管理庁の公表資料に抗議する会長声明」³）。

弁護士自治を脅かすような米国での事態は、我が国でも決して対岸の火事ではなく、政治情勢や世情の変化によって起こりかねないものである。弁護士自治は、基本的人権の擁護を積極的に実現していくという目的のために認められたものであり、人権擁護のための弁護士の活動に対して公権力が不当な政治的圧力をかけてくるようなときにこそ、弁護士会が挙げて個々の弁護士を毅然と守っていくことが弁護士自治のあるべき姿であり、弁護士自治の真価が問われる。

3 弁護士自治を維持・発展させていく取り組み

(1) 多様な取り組みの必要性

上記のような課題に対し、弁護士会としては、弁護士に対する監督・規律保持（会内の啓蒙や周知、市民窓口の充実、悪質な事案の会立件等）や、会員へのきめ細かいサポート（会員向け相談窓口の充実、クラス別研修や新進会員活動委員会等の横の繋がりの強化等）の実効性を不斷に高めていくべきことは言うまでもない

加えて、個々の会員の弁護士自治への意識を醸成していくことが、弁護士自治を底

² https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021_03/p02-21.pdf

³ <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-639.html>

支えするために欠かせず、そのための具体的な施策を行うことが求められる。

(2) クラス別研修における双向型・多方向型議論

2024（令和6）年度より、新入会員向けに実施されている東弁のクラス別研修に「弁護士自治」のテーマが1コマ追加された。

講師がテキスト（司法改革総合センターが東弁会員向けに公開した「弁護士自治の基礎⁴ 2024年10月版」が類似した内容である。）を基に、弁護士自治の基本や歴史、他士業や海外との比較などを短時間で解説する。その後、ソクラテスマソッド形式により、事例形式の設問について、講師が多様な角度から質問をして、複数の受講生（新入会員）から多様な意見を述べてもらう。

我々戦後の弁護士にとっていわば「空気」のような弁護士自治が無くなったらどうなるかを考えるため、弁護士への監督・懲戒を行う権限が弁護士会以外の組織に属する仮定の下に、個々の弁護士の職務の自由などが問題となる事例において、どのような事態が想定されるかを問う多様な設問を設定した。

受講生のアンケートによると、弁護士自治に対する理解が深まった、ソクラテスマソッドの長所が活かされたなどの評価が寄せられた。他方で、戦前の実例を題材にした設例に關し、弁護士自治が先人達の歴史に裏付けられたものとの理解が深まったとの声があった反面、戦前のことなのでイメージが湧きにくいという声もあった。

また、明らかに懲戒すべき事例であれば、どのような主体が監督しようとも懲戒すべきであるし、むしろ市民からの信頼を堅持する

ためには、弁護士自治の下で弁護士会が積極的に監督機能を發揮すべきではないかとの意見が受講生から述べられた。

(3) 弁護士会の歴史の紹介や記録化

弁護士自治の確立のためには、個々の会員が弁護士会の歴史への理解を深め、活動の記録を後世に残していくことが重要である。

東弁は、2021（令和3）年度より、司法改革総合センター内に「東京弁護士会 歴史研究会（REKIKEN）」を設置し、LIBRAに「東弁今昔物語～150周年を目指して～」の連載を続け、好評を博している。

また、2023（令和5）年度より、東京弁護士会百五十年史プロジェクトチームが設置され、「東京弁護士会百年史」の後継となる「東京弁護士会百五十年史」を2030（令和12）年6月29日の東弁百五十周年に向けて発刊できるように準備を進めている。

(4) 今後の方向性

市民の弁護士に対する信頼を保持するためには、弁護士会の会員弁護士に対する監督・規律保持の実効性をより高めていくこと（例えば、懲戒の事案や綱紀での懲戒相当の事案、市民窓口での問題事案等の事例を集積して会員向けに研修を行うなど）は欠かせない。

双向型・多方向でのソクラテスマソッド型の研修に、期を跨いで多くの世代が参加することも考えられる。弁護士の経験年数や世代が異なれば、より多様な意見が出され、議論が活性化することになろう。

弁護士会が個々の弁護士を守っているという観点から、会員の弁護士会への求心力を高める取り組みも考案されてよい。

⁴ <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/shihou/80044f0c63295ffb336d778b1aa6fea9.pdf>

Web 版政策綱領掲載項目

I 司法制度の諸課題

- 1 法曹養成問題（法曹人口含む）
- 2 刑事司法改革
- 3 裁判官制度改革
- 4 民事司法をめぐる諸問題
- 5 司法の I T 化問題（民事）
- 6 司法の I T 化問題（刑事）
- 7 A I 技術の進展と弁護士業務

II 司法を取り巻く諸問題

- 1 憲法問題
- 2 災害復興支援
- 3 日本司法支援センター
- 4 隣接土業との業際問題
- 5 裁判外紛争解決制度（A D R）とオンライン紛争解決制度（O D R）
- 6 法律業務の国際化
- 7 行政訴訟制度改革

III 司法制度と弁護士

- 1 弁護士自治
- 2 弁護士倫理
- 3 弁護士研修
- 4 若手会員支援
- 5 弁護士の活動領域の拡大
- 6 組織内弁護士
- 7 日弁連と立法提言
- 8 弁護士の情報セキュリティ

IV 人権の擁護

- 1 子どもの人権
- 2 高齢者・障がい者の人権
- 3 外国人の人権
- 4 性的指向・性自認と人権

5 犯罪被害者の支援

- 6 医療と人権
- 7 消費者問題
- 8 民暴被害者の救済
- 9 公害・環境問題
- 10 個人情報保護と人権
- 11 公益通報者の保護
- 12 少年司法
- 13 死刑
- 14 再審法改正

V リーガルサービスの充実

- 1 法律相談センター
- 2 弁護士の過疎・偏在問題
- 3 公設事務所問題
- 4 権利保護保険
- 5 中小企業支援
- 6 法教育
- 7 離婚及びこれに関連する家族法の見直し

VI 弁護士会の運営に関する課題

- 1 会員サービスについて
 - (1) 弁護士業務妨害対策
 - (2) 会員サポート窓口
 - (3) 会員サービスの拡充
- 2 広報活動の充実・強化
- 3 会財政の現状と課題
- 4 東弁のこれから
- 5 会務活動の充実化
- 6 ダイバーシティの推進
- 7 多摩支部問題
- 8 関弁連
- 9 市民窓口
- 10 職務の適正化・業務広告問題

編集後記

法曹親和会会務委員会では、毎年、法曹親和会の政策綱領を作成し、その中でも弁護士・弁護士にとって特に重要なトピックスを冊子版としてお届けしています。

司法業界は、いまだファクスというものが跋扈していて、ChatGPT に聞いてみたら、医療介護・建設・官公庁などとともに、なかなか足並みが揃わない紙業界みたいですが、来年からは mints 始動、ここ数年の web 期日の浸透などを考えると、IT 化元年とまでは言わないまでも、デジタル化への大きな変革の中にあると言ってもよさそうです。

というわけで、今回は、IT 的なトピックスを 3 つ最初に持ってきました。

一方で、世の中はなんとなく右傾化、民主主義や基本的人権の憲法的価値も、弁護士の価値とは何かに結びつく弁護士自治の根幹についても考える必要がありそうです。

こういう議論をするのに会派は向いていると思います。原稿の検討会も、ごく少数でやっているのですけど、とても勉強になり、もう少しだれかの人に参加してもらうと、面白い議論になるのではないかなどと思ったことでした。

今年は、最近の動きを中心にコンパクトにまとめました。お手にとってぱらぱらと読んでいただければと思っています。

お忙しいなか、原稿を執筆いただいた先生方、検討会にご参加いただいた部会と谷幹事長、検討会の準備をしていただいた執行部の先生方に感謝申し上げます。ありがとうございました。

執筆協力者（敬称略）

第1章 司法の IT 化問題（民事）	稻益寛明
第2章 弁護士の情報セキュリティ	中野雄太
第3章 AI 技術の進展と弁護士業務	谷 真人
第4章 憲法問題	棚橋桂介
第5章 再審法改正	河井匡秀
第6章 ダイバーシティの推進	吉川 愛
第7章 若手会員支援	小寺悠介
第8章 弁護士自治	堂野達之

法曹親和会会務委員会
政策綱領部会
部会長 兼 川 真 紀

The background of the image consists of a grid of overlapping squares in various colors, including shades of red, orange, yellow, green, blue, and purple. The squares are semi-transparent, creating a layered effect that resembles a digital or abstract artwork.

法曹親和会